宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下、「ひとり親家庭等」という。）が、修学等の自立を促進するために必要な事由や、疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下、「家庭生活支援員」という。）を派遣するなど、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを目的に実施する宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体等）

第２条　本事業の実施主体は宮崎市とする。ただし、宮崎市長は（以下、「市長」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす事業所等に事業の一部を委託し実施するものとする。

⑴ 宮崎市内に事業所があること。

⑵ 同種又は類似の事業の実績が１年以上あること。

⑶ 生活援助においては、「介護保険法」第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者又は、家事代行サービスを提供している事業者でこの事業を適切に運営できると認められる他、育児に関する援助も可能であること。預かり支援においては、「児童福祉法」第59条の２第１項に規定する保育施設であること。

２　前項の要件を満たす事業所等で、本事業の一部を受託し実施しようとするものは、あらかじめ宮崎市に登録するものとする。

（定義）

第３条　この要綱において「母子家庭」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第１項に定める女子で現に児童を扶養している家庭をいう。

２　この要綱において「父子家庭」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第２項に定める男子で現に児童を扶養している家庭をいう。

３　この要綱において「寡婦」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第４項に定める者をいう。

４　この要綱において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

（対象者）

第４条　本事業の対象者は、宮崎市に住所を有し、児童扶養手当受給中または同等の所得水準のひとり親家庭等であって、次の各号のいずれかに該当し、家事、育児等の日常生活に支障を来していると市長が認める家庭とする。

⑴ ひとり親家庭となって生活環境が激変したため支援を必要としている場合

⑵ ひとり親家庭の親が技能の習得のために職業訓練を受けるなどの通学をしている場合

⑶ ひとり親家庭の親が就職活動を行う等、自立促進に必要であると認められる場合

⑷ ひとり親家庭の親又は義務教育終了前の児童に係る疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由がある場合

⑸ 乳幼児又は義務教育修了前の児童を養育しているひとり親家庭の親が就業等の理由により、帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）

⑹ その他、ひとり親家庭等のため本事業による支援が必要と認められる場合

２　前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭等が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象とはならない。

⑴ 前項第４号の場合において、ひとり親家庭の傷病者が入院治療を要するとき、又は感染症の疾患を有しているとき。

(2) 育児に関する援助を必要とする児童が通常利用している保育所や児童クラブ等を利用できるとき。
(3) 家庭生活支援員等に対し、暴力脅迫等の非行があったとき、又はその恐れがあるとき。
(4) その他家庭生活支援員等が正常に業務を実施するのに支障があると認められるとき。

（支援の種類及び内容、実施場所）

第５条　支援の種類は、利用者の居宅における家事援助を行う「生活援助」及び保育施設等における未就学児の保育を行う「預かり支援」とする。なお、利用者の居宅における育児に関する援助は、生活援助として取り扱うこととする。

(1) 生活援助

利用者の居宅において実施するものとし、家事、育児その他これらに付随する便宜であって、通常必要と認められるものとする。

(2) 預かり支援

保育施設等において実施するものとし、児童の保育、その他これらに付随する便宜であって、通常必要と認められるものとする。

（利用登録等申請及び利用決定）

第６条　本制度を利用し、前条に掲げる支援を受けようとするもの（以下「利用者」という。）は、「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）利用登録申請書」（様式第１号）に、戸籍謄本及び所得証明書等を添付して毎年度毎に市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

２　市長は、前項の申請があった場合、必要な審査を行い、その要否を決定する。

ただし、市長が緊急を要すると認める場合は、申請書の提出等は事後でも差し支えないものとするが、手続等はできる限り速やかに行うものとする。

３　市長は、前項の結果を受け、利用対象家庭として決定したときは、「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）利用登録決定通知書」（様式第２号）により、また、利用等登録の対象とならないときは、「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）利用登録非該当通知書」（様式第３号）によりその旨を利用者に通知するものとする。

（資格喪失の届出）

第７条　前条により利用登録の決定を受けた利用者が、本事業の要件に該当しなくなったときは、速やかに、「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）利用資格喪失届」（様式第４号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の資格喪失届を受理し、利用登録の決定を取り消すときは、当該の利用者に対し「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）利用資格喪失通知書」（様式第５号）によりその旨を通知するものとする。

（名簿の整備）

第８条　市長は、「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）利用者名簿」（様式第６号）を整備し、利用者の状況を把握しておかなければならない。

２　事業所等は、「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）利用者名簿（事業者用）」（様式第７号）及び「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）実施者（家庭生活支援員）名簿」（様式第８号）を整備し、利用者及び支援を行う家庭生活支援員についての状況を把握しておかなければならない。

（家庭生活支援員の派遣等）

第９条　利用者が、家庭生活支援員の派遣等の支援を必要とするときは、事前に市長に「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）利用申請書」（様式第９号）を提出す

るものする。
２　市長は、前項による申請があったときは、第９条第１項に規定する「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）利用者名簿」（様式第６号）と照合のうえ、あらかじめ登録された事業者等（以下、「事業所等」という。）のうち、利用者が希望する事業所等又は市長が指定する事業所等へ支援の実施について依頼する。
３　事業所等は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者を家庭生活支援員として選定し、派遣等の支援を実施させる。
⑴ 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
⑵ 自ら子育てをした経験のある者、子育てに関する事業に従事した経験のある者又は保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、訪問介護員等の資格を有する者であること。
４　支援にあたっては、必要に応じて支援対象のひとり親家庭等との事前の打合せを行い、希望の日時に家庭生活支援員等の派遣または預かり支援を行うこととする。
５　事業所等は、家庭生活支援員に対し、必要な研修を行うなど、資質の向上に努めることとする。
６　事業所等は、やむを得ない事情により家庭生活支援員による支援が困難な場合は、市長にその旨を報告することとする。

（家庭生活支援員の業務の内容）
第１０条　家庭生活支援員が提供する便宜の内容は次に掲げるもののうち必要と認められるものとする。
⑴　乳幼児の保育
⑵　児童の生活指導
⑶　食事の世話
⑷　住居の掃除
⑸　身の回りの世話
⑹　生活必需品等の買物
⑺　医療機関等との連絡
⑻　その他必要な用務

（利用の単位等）
第１１条　生活援助及び預かり支援の利用時間は、当該ひとり親家庭等の状況に応じて決定するが、原則として午前９時から午後１０時までの間とし、同一家庭について年８０時間を限度に行うものとする。なお、父子家庭または母子家庭になって間がないなど生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている場合は特に配慮すること。
２　本事業の実施単位は、１時間を単位とする。

（費用の負担）
第１２条　第５条に規定された支援を受けたひとり親家庭等の費用負担はないものとする。

（実施報告書等の提出）
第１３条　家庭生活支援員は、「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）実施報告書」（様式第１０号）を記入し、翌月１０日までに市長に提出するものとする。
２　事業を実施した事業所等は、当該月の事業実績を「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業家庭生活支援員派遣等実績報告書」（様式第１１号）に前項の実施報告書を添え、翌月１０日までに市長に提出するものとする。
３　事業を実施した事業所等は、前々項及び前項に規定する様式の他、「宮崎市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（生活援助及び預かり支援）実施委託料請求書」（様式第１２号）を市長に提出するものとする。

（委託料の支払い）
第１４条　市長は、前条の実績報告書及び委託料請求書に基づき、委託料を委託事業所へ支払うものとする。
２　委託料は、別表のとおりとし、実績払いとする。

（秘密の保持）
第１５条　登録事業所及び家庭生活支援員は、その業務を行うにあたって、母子、父子、寡婦等の人格を尊重し、当該家庭について職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（関係機関との連携）
第１６条　宮崎市は、この事業を実施するにあたり、母子・父子自立支援員、福祉事務所、児童委員、福祉相談員など他の関係機関との連絡を図るとともに、この事業の一部を委託している事業所等との連絡・調整を十分に行い、事業を円滑に実施するものとする。

（手続のオンライン化）
第１７条　オンライン手続について、「宮崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を準用する。

（その他）
第１８条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則
（施行期日）
この要綱は、令和５年４月２１日から施行する。

附　則
（施行期日）
この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

別表

	時間帯Ａ (9：00～18：00)	時間帯Ｂ (18：00～22：00)	事務費
①　生活援助	1,860	2,320	200
②　預かり支援	900	1,120	200

①の生活援助において、移動時間（訪問先から次の訪問先に移動する場合）が発生する場合は次のとおり。

１，８６０円×延活動単位数
（ア）３０分未満は、０単位
（イ）３０分以上１時間未満は、０．５単位
（ウ）１時間以上は、１単位

②の預かり支援において、２人以上の児童の子育て支援を行う場合、２人目以降の児童１人につき上記の金額に０．５を乗じて得た額を加算する。

※　費用は全て消費税込み　　単位：円